

特定非営利活動法人の活動分野について  
(2022年09月30日現在)

1. 2022年09月30日現在の法人数

50,541

2. 法人の行う活動の分野(20分野別、複数回答)

号数	活動の種類	法人数
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	29,523
第2号	社会教育の推進を図る活動	24,667
第3号	まちづくりの推進を図る活動	22,434
第4号	観光の振興を図る活動	3,420
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	2,938
第6号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	18,261
第7号	環境の保全を図る活動	13,173
第8号	災害救援活動	4,319
第9号	地域安全活動	6,313
第10号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	8,900
第11号	国際協力の活動	9,212
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4,834
第13号	子どもの健全育成を図る活動	24,394
第14号	情報化社会の発展を図る活動	5,601
第15号	科学技術の振興を図る活動	2,819
第16号	経済活動の活性化を図る活動	8,945
第17号	職業能力開発又は雇用機会拡充の支援活動	12,848
第18号	消費者の保護を図る活動	2,888
第19号	連絡、助言又は援助の活動	23,714
第20号	指定都市の条例で定める活動	318

(注1)一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は50,541法人にはならない。

(注2)第14号から第18号までは、改正特定非営利活動促進法施行日（平成15年5月1日）以降に申請して認証された分のみが対象。

(注3)第4号、第5号及び第20号は、改正特定非営利活動促進法施行日（平成24年4月1日）以降に申請して認証された分のみが対象。

3. 一つの法人が行う特定非営利活動の分野数

分野数	法人数
1個	5,191
2個	7,340
3個	8,563
4個	8,063
5個	6,505
6個	4,702
7個	3,241
8個	2,119
9個	1,372
10個	974
11個	662
12個	532
13個	292
14個	197
15個	156
16個	81
17個	272
18個	46
19個	188
20個	45

(注4)13個から17個までは、改正特定非営利活動促進法施行日（平成15年5月1日）以降に申請して認証された分のみが対象。

(注5)18個から20個までは、改正特定非営利活動促進法施行日（平成24年4月1日）以降に申請して認証された分のみが対象。